

項目名**⑥ 児童虐待の防止について****■ 現状（概要）**

虐待を受けている「子ども」や支援を必要としている「家庭」を早期に発見し、保護や支援を図るためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。

■ 取組状況

- 1 要保護児童の早期発見と適切な保護を図るため、平成16年の児童福祉法改正により、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」が県内全市町村に設置された。
- 2 児童相談所を主とする、各種取組みを積極的に推進している。

【具体的な取組】

- (1) 子ども虐待防止ネットワーク会議
- (2) 子どもSOS地域連絡会議及び子ども虐待に関する実務者等研修会
- (3) 児童虐待に関する啓発のための関係者への研修
- (4) 法務専門員（弁護士）の配置

※ 県は、令和5年4月、さつま町に「北部児童相談所」を設置・開設。

■ 課題

児童虐待に係る児童相談所への通告・相談件数は、ここ6年間で国・県とも大幅に増加している。

併せて、県内3相談所で取扱った認定件数も、平成28年から令和4年で約7倍となっている。

深刻な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

【国・県（3児童相談所）への児童虐待に係る通告・相談件数】（単位：件）

年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	—
本県	604	1,150	1,598	2,468	2,787	2,971	3,257

【県（3児童相談所）による児童虐待に係る認定件数】（単位：件）

年	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
本県	352	781	1,131	1,696	2,017	2,114	2,423

■ 今後の方向性

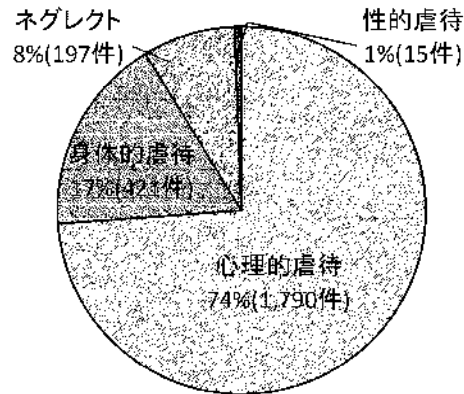
今後も、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、「子ども・家庭」、「市町村」、「県（児童相談所・福祉事務所等）」、「関係機関」が一体となって、児童虐待の防止につながる対策に社会全体として取り組んでいく。

■ 依頼事項等

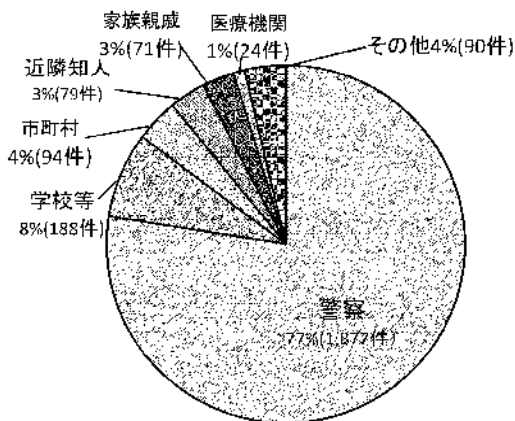
児童虐待防止の推進には、各種関係機関の連携が不可欠ですので、今後とも御協力いただきますようお願いします。

令和4年度子ども虐待相談の状況（本県三児相）

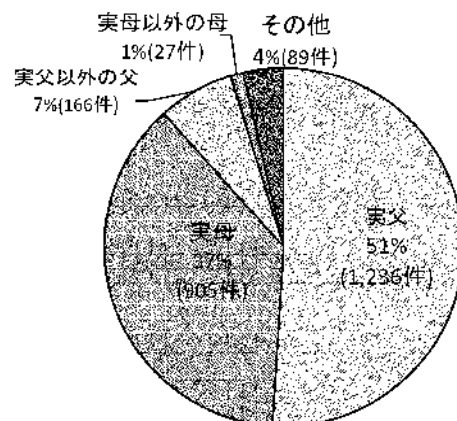
1 種別相談件数 (認定2,423件の内訳)



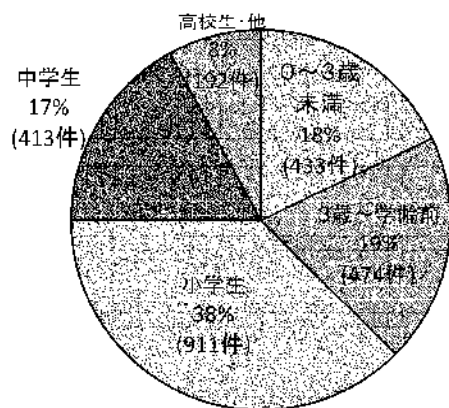
2 経路別件数 (認定2,423件の内訳)



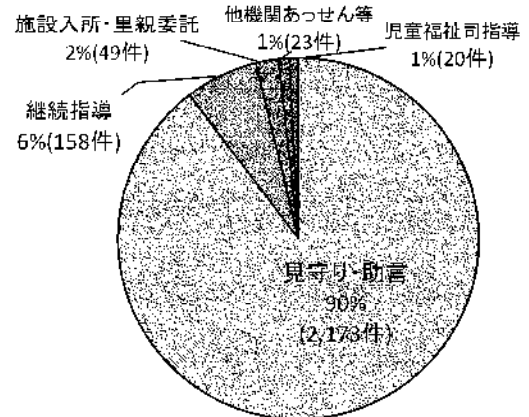
3 主たる虐待者 (認定2,423件の内訳)



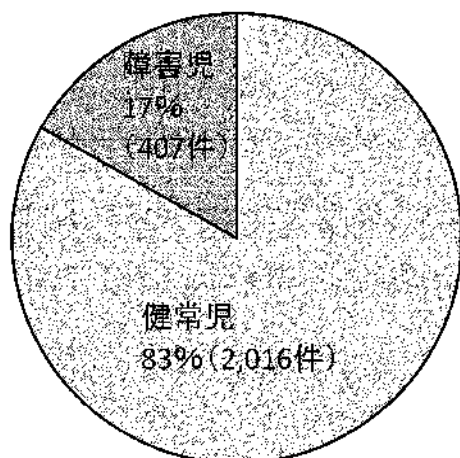
4 被虐待児年齢別内訳 (認定2,423件の内訳)



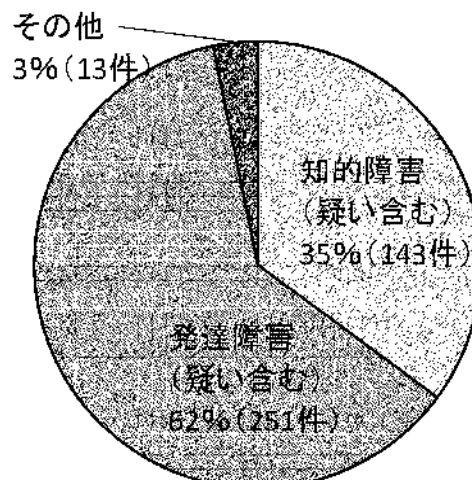
5 処理状況 (認定2,423件の内訳)



6 障害(疑い含む)を持つ被虐待児
(認定2,423件の内訳)



7 障害(疑い含む)の種類
(認定407件の内訳)

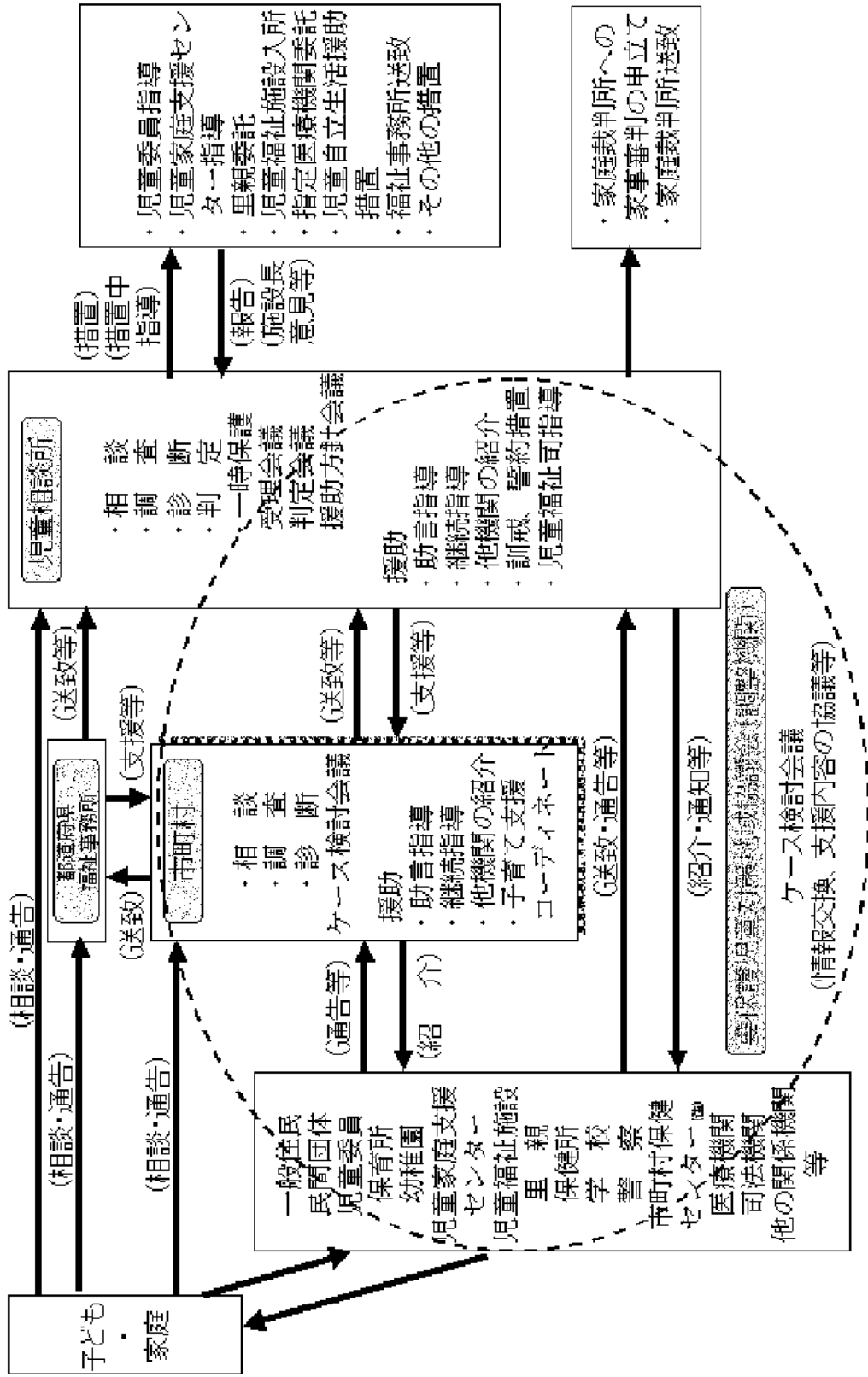


<統計データ>

本県における虐待認定件数の推移

	児童相談所分 (中央・大隅・大島)		市町村分		県 計		全国の 児童相談所 取扱分 通告相談
	通告・相談	認定	通告・相談	認定	通告・相談	認定	
H24	226	95	337	237	563	332	66,701
H25	336	231	353	221	689	452	73,802
H26	368	247	414	283	782	530	88,931
H27	498	306	503	282	1,001	588	103,286
H28	604	352	511	383	1,115	735	122,575
H29	1,150	781	501	367	1,651	1,148	133,778
H30	1,598	1,131	560	388	2,158	1,519	159,838
R元	2,468	1,696	716	498	3,184	2,194	193,780
R2	2,787	2,017	695	338	3,482	2,355	205,044
R3	2,971	2,114	821	309	3,792	2,423	207,660
R4	3,257	2,423	780	400	4,037	2,823	-

○子ども家庭問題に係る相談援助活動系統



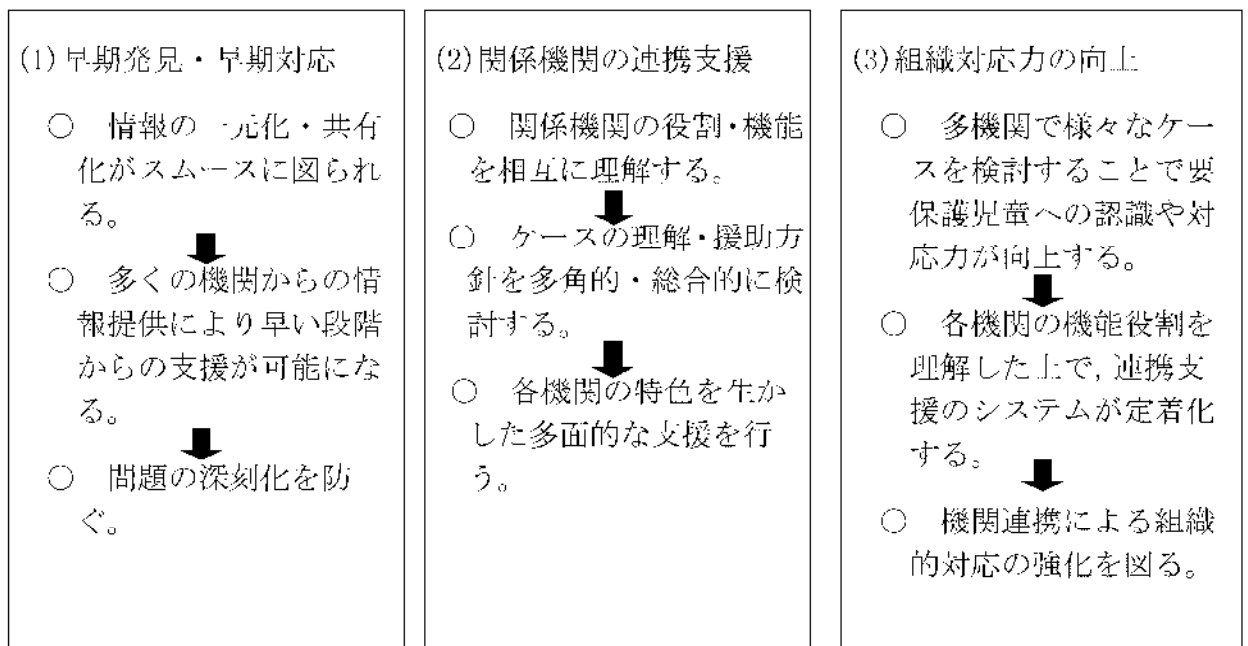
注：市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。

要保護児童対策地域協議会について

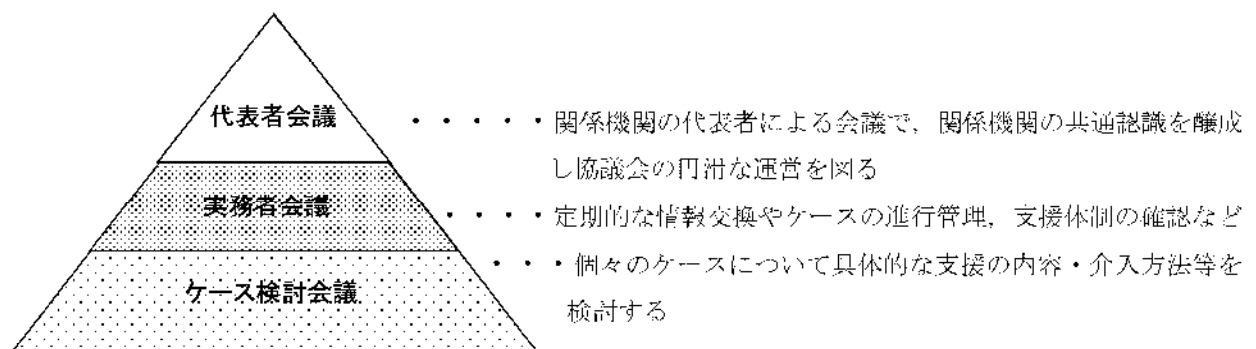
1 設置の経緯

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、その役割を担うものとして、平成16年児童福祉法改正により「要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」）の設置が法定化された。本県においては、平成22年度をもって全市町村に設置された。

2 設置の意義と役割



3 要対協の三層構造



4 設置の効果

- ケース検討会議が必要に応じ随時開催されるようになったことで、ネットワークも構築され、従前と比べ虐待発生時における情報収集、初動調査、その後の対応がスムーズになった。
- 要保護児童及びその家族に対する支援方法について、関係者が様々な視点から検討できるようになり、より効果的な支援が可能となった。